（別紙１）

山梨県テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金
交付申請書の提出等について

＜主な連絡事項＞

・別添のとおり内示しましたので、**事業に着手**してください。

・併せて、以下のとおり**交付申請書の提出**をお願いします。

・実績報告書の提出期限である**令和９年２月１０日までに機器の導入、工事、支払を完了**する必要があります。

＜交付申請書の提出方法等＞

○ 提出資料

① 交付申請書（交付要綱様式第１号）
② 所要額調書（交付要綱様式第１号別紙１）
③ 業務改善計画（実施要綱様式第１号） ※
④ 収入支出予算書（見込書）の抄本
⑤ 導入する機器等の見積書 ※
⑥ 導入する機器等のカタログ等 ※
⑦ 導入計画書（実施要綱様式第１号別紙１） ※
⑧ 交付決定通知先（郵送先）確認票
⑨ 「SECURITY ACTION」の自己宣言を行っていることが分かる資料
⑩ 「科学的介護情報システム」(LIFE）の利用申請を行っていることが分かる資料（**該当サービス事業所のみ**）
⑪ 委員会の設置（開催）状況が分かる資料（**該当サービス事業所のみ**）
⑫ 事業計画の変更届（**協議時の事業計画に変更がある事業所のみ**）
⑬ 内示辞退及び要望取り下げ届（**内示を辞退する事業所のみ**）

※ ③・⑤・⑥・⑦について、協議時に提出した内容と変更がない場合は、協議で提出いただいた資料をそのまま添付してください。

○ 提出期間

令和８年１１月２０日（金）まで

○ 提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間は、上記期間の午前９時から午後４時まで

○ 提出先

〒400-0005
甲府市北新一丁目２番１２号　山梨県福祉プラザ１階
山梨県社会福祉協議会　介護支援センター

（裏面もあります）

○ 問い合わせ先

山梨県社会福祉協議会　介護支援センター

※ 交付申請書等についてのお問い合わせは、下記フォームからお願いします。
　電話での問い合わせは受け付けておりません。

（問い合わせフォーム）

https://forms.gle/M2DnNaU8k6UaTuZP8

○ 注意事項

・協議時から変更がある場合は、あらかじめ御相談ください。

・交付決定の際に改めて御案内いたしますが、実績報告提出時に次の項目について提出を依頼する予定のため、あらかじめ御承知おきください。

① 導入機器の写真提出（別紙２参照）

② 「介護サービス情報公表システム」の情報更新

・「事業所の特色」－「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」

※ 国による介護テクノロジー機器の導入事業者数、導入率の把握に本データを利用しておりますので、今回の補助金に限らず、入力の御協力をお願いいたします。

③ ケアプランデータ連携の実績が確認できる資料（**該当サービス事業所のみ**）（別紙３参照）

○ 様式等

山梨県のホームページに様式等を掲載しております。

https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/technology_model.html

（山梨県/テクノロジーを活用した業務効率化補助金について）

＜参考：補助事業の流れ＞

